

横手市議会

議会報告会



横手市議会の概要

1. 議員

(平成24年10月1日現在)

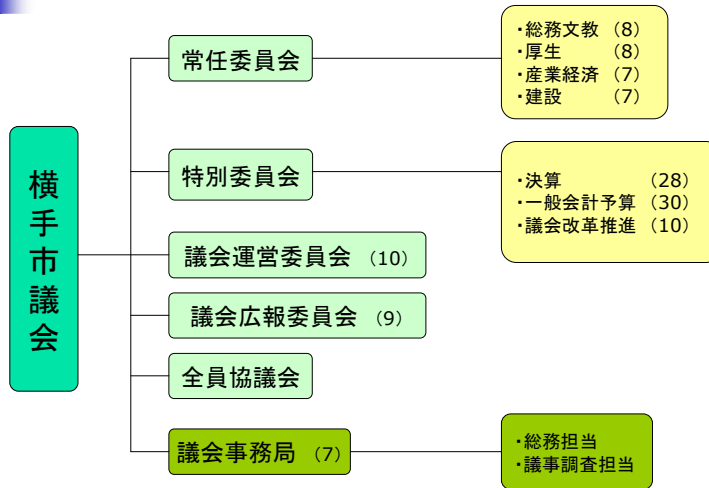
(1) 議員数

定数	30人
現員数	29人

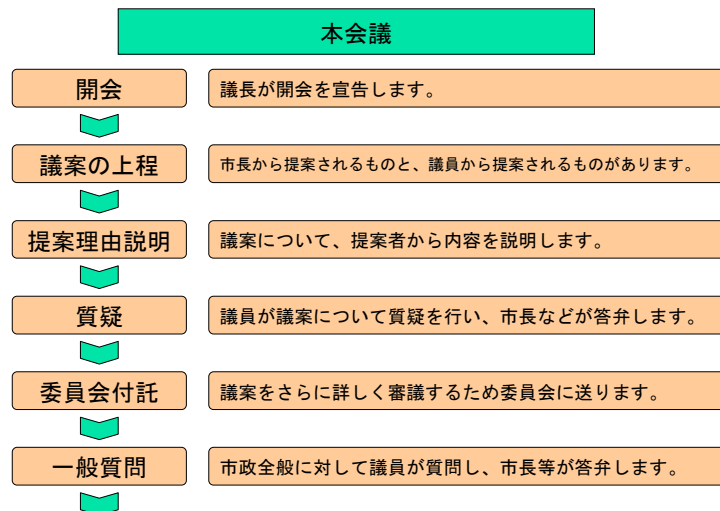
(2) 会派別議員数

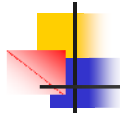
会派名	人員
市民の会	7人
さきがけ	6人
新政会	5人
ニューウェーブ	4人
日本共産党	3人
新風の会	3人
公明党	1人

2. 議会の構成

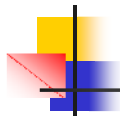
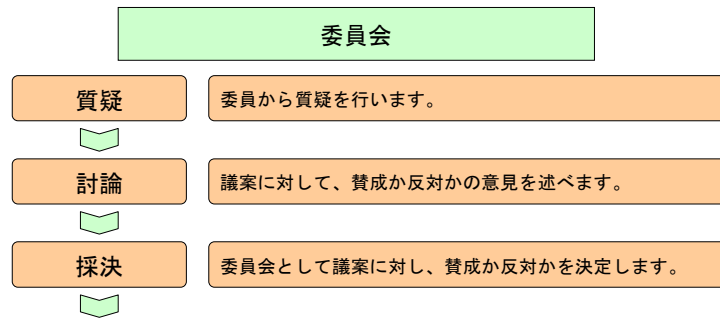


3. 定例会の流れ①

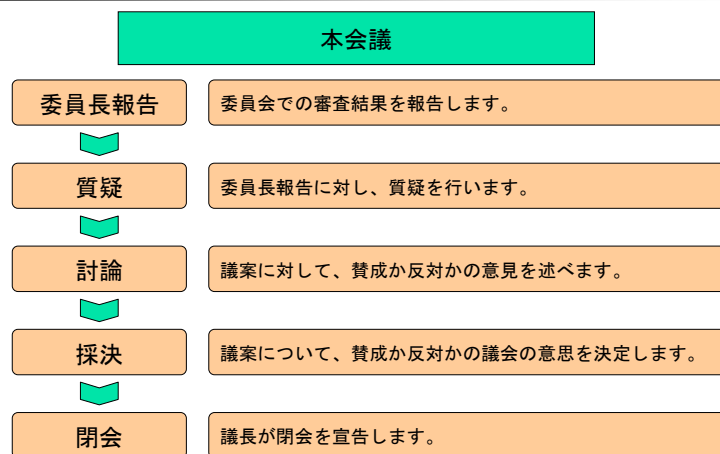




定例会の流れ②



定例会の流れ③





4. 一般質問

議員が、横手市の行政全般にわたり、事務の執行の状況や将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めることをいいます。定例会で行われます。



質問時間 : 答弁を含めて60分
質問に対する答弁者 : 市長、副市長、
教育長、部長 等



5. 会派代表質問

議会内において同じような考え方や意見を持って活動している議員が結成したグループを「会派」といいます。会派を代表して、政策上の課題などについて質問します。H24.9月定例会で初めて行いました。3月と9月定例会で行います。



質問時間 : 会派人数×10分（答弁含む）
質問に対する答弁者 : 市長、教育長
質問順序 : 大会派順



6. 請願・陳情①

請願

国又は地方公共団体等に対して、一定の措置をとるよう(又はとらないよう)希望し、申し出ることをいいます。
議員の紹介により必要事項を記入した請願書を提出することになっています。

陳情

請願と同じく意見や要望を市議会に提出するものですが、
議員の紹介を必要としません。
横手市議会に提出された陳情は請願と同じく取り扱われますが、
審議除外基準により、例外的に配付にとどめる場合もあります。

定例会開会2日目(土日・休日のときはその翌日)午後5時まで提出された請願・陳情については当該定例会での審査となりますが、それ以降に提出されたものについては次の定例会での審査となります。



請願・陳情②

【書式例】

平成〇年〇月〇日
横手市議会議長 佐藤 清春 様
請願(陳情)人 住所 氏名 印
紹介議員 氏名 印 (請願書の場合のみ)
〇〇〇に関する請願(陳情)書
〔請願(陳情)の趣旨〕

8. 議会改革推進特別委員会

平成24年 6月定例会で設置

・議員定数
・議員報酬
・政務調査費
・政治倫理
について検討中

市民3,000人を対象に
アンケートを実施する予定

9. 9月定例会の審議概要

一般会計補正予算

補正額 20億5,328万5千円

(補正後の予算総額 525億1,098万2千円)

【主な内容】

- 地域公共交通検討事業 3,000万円
- 予防接種事業 2,452万2千円
- 農業生産施設復旧支援事業 9,566万7千円
- 災害復旧費 2億8,410万4千円



(1) 総務文教常任委員会

所管事項

総務企画部、財務部、消防本部、会計課、
教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び
固定資産評価審査委員会の所管に属する事項、
並びに他の常任委員会の所管に属さない事項



ピックアップ

- デマンド交通
- クリーンプラザよこての債務負担行為
- 伝統的建造物群保存地区保存条例



(2) 厚生常任委員会

所管事項

市民生活部、健康福祉部、
市立横手病院及び市立大森病院の
所管に属する事項



ピックアップ

- 雪下ろし雪寄せ支援事業 及び
地域支え合い体制づくり事業について
- 廃棄物処理統合施設整備事業 及び
災害廃棄物の受け入れについて
- 国保、介護保険等の保険料について



(3) 産業経済常任委員会

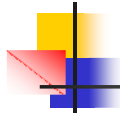
所管事項

産業経済部及び農業委員会の所管に属する事項



ピックアップ

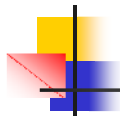
- 緑地面積率等を緩和する条例の制定
- 市営温泉施設の管理について
- 果樹共済掛金の一部助成を求める請願



(4) 建設常任委員会

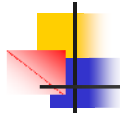
所管事項

建設部及び上下水道部の所管に関する事項



ピックアップ

- 横手市景観条例
- 単独住宅の整理について
- まちづくり交付金事業の成果について
- 下水道計画について



(5) 決算特別委員会

- 議長と監査委員を除く議員27人で構成する決算特別委員会を設置し、平成23年度一般会計、各特別会計及び各企業会計を審査。
- 5人の議員が総括質疑。
- 全て黒字決算。全24会計の決算を認定。